**新島村有害鳥獣防除事業　委託作業員について**

新島村有害鳥獣防除事業は、畑に被害を及ぼしているシカの根絶に向け、現在6名の従事者がチームを組み、年間約２００頭のシカを捕獲・駆除しています。業務内容の中には、危険を伴う業務もあります。**単独行動や自分勝手な言動でメンバーの輪が乱れると事故やケガに繋がります。委託員同士のコミュニケーションの大切さをご理解のうえご応募願います。**

〇応募資格：普通自動車運転免許をお持ちで、元気な20歳から概ね70歳までの男性。

〇提出書類：①新島村有害鳥獣防除事業委託作業員申込書、②履歴書

***≪従事者としての仕事とは？≫***

〇勤 務 日：月曜日から金曜日まで（土・日・祝日は休み）ただし、1ヶ月間の従事日数は

〇勤務時間：20日間を上限とし、平日が20日間以上ある場合は、村と従事者が協議し調整

〇勤務時間：する。

〇従事時間：午前８時００分から午後５時００分まで（昼休憩１時間、午前・午後に

〇勤務時間：随時休憩あり）※業務の内容により多少前後する場合あり。

〇従事内容：車両及び徒歩による巡回、罠設置、罠補修、草刈り、新島山・渡浮根

〇勤務時間：宮塚山・能登雄の徒歩による巡回（各山月１回。この業務は終日山登りの為

〇勤務時間：弁当持参となります）、撲滅へ向けた改善点等の検討、

〇勤務時間：その他、産業観光課農林係との協議により、随時関連作業。

〇服　　装：作業着、長靴、運動靴（作業ができる格好）

〇勤務時間：経験年数により、村より支給の場合もある。

〇委託期間：令和6年4月1日より令和7年３月３１日まで　(年度毎の契約)

〇委託料支払：勤務月の翌月１０日までに支払うものとする。

〇日当額　：16,800円／日（経験年数や資格取得により業務単価の変更あり）

**＊ご不明な点は、下記担当までお問い合わせください＊**

|  |
| --- |
| 担　　当 |
| 新島村産業観光課農林係　　伊　藤TEL：5-0284（直通）FAX：5-1304 |